

事務連絡
平成26年8月25日

各保険医療機関
開設者様

北海道厚生局医療課長

遠隔画像診断（歯科の場合も含む）の施設基準の運用について（注意喚起）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記施設基準については、平成26年度診療報酬改定に伴い、「受信側の保険医療機関以外の施設へ読影又は診断を委託していないこと」が明確化されたところです。

そのため、受診側保険医療機関が読影又は診断について一部でも外部機関に委託していれば、施設基準を満たさないため当該施設基準の届出を辞退する必要があります。

なお、送信側保険医療機関が、当該施設基準を満たす複数の受診側保険医療機関と契約を結び、当該施設基準の届出を行うことは可能であることを申し添えます。

貴医療機関における状況等を今一度ご確認のうえ、当該施設基準に適合しない保険医療機関におかれましては、速やかに「施設基準に係る辞退届」を提出するようお願いいたします。

【照会先】

北海道厚生局 医療課
TEL:011-796-5105
FAX:011-796-5133